

令和6年度 新宿区立保育園・子ども園看護師 募集案内

この募集は、新宿区保育園・子ども園看護師の採用予定者を決定するために実施いたします。

1 職種、採用予定数等

職種	職名	採用予定数
医療系	巡回看護師	2名

2 身分

地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく会計年度任用職員（一般職）

3 職務内容

保育園及び子ども園の園長の指示により

- (1) 医療的ケアの実施に関すること
- (2) 園の保育に関する補助業務
- (3) 園児の健康管理に関すること

4 勤務場所及び任用期間

- (1) 新宿区立柏木子ども園

住所：東京都新宿区北新宿2-3-7（乳児園舎）

東京都新宿区北新宿2-11-1（幼児園舎）

勤務時間：9時00分から16時00分までのうち実働6時間（休憩時間は60分）

週休日：原則として土・日曜日

任用期間：令和6年5月1日から令和7年3月31日まで

※期間を定めた任用であり、令和7年4月1日以降の任用を保障するものではありません。

※医療的ケア実施園の状況により、勤務場所（新宿区内）と勤務時間（7時15分から18時30分までのうち実働6時間）が変更となります。

- (2) 新宿区立おちごなかい子ども園

住所：東京都新宿区中井1-8-12（乳児園舎）

東京都新宿区上落合3-1-6（幼児園舎）

勤務時間：12時30分から18時30分までのうち実働6時間（休憩時間は要相談）

週休日：原則として土・日曜日

任用期間：令和6年5月1日から令和7年3月31日まで

※期間を定めた任用であり、令和7年4月1日以降の任用を保障するものではありません。

※医療的ケア実施園の状況により、勤務場所（新宿区内）と勤務時間（7時15分から18時30分までのうち実働6時間）が変更となります。

5 受験資格

看護師資格を有し、実務経験のある方

※ ただし、地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する方は応募できません。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 新宿区職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

- (3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

6 選考方法、日時及び場所

日時・会場	令和6年4月5日(金)午前中 新宿区役所 ※面接時間等の詳細は、郵送にてお知らせします。
選考方法	面接(個別面接)
結果発表	面接後10日以内に通知します。 ※ 結果は合否にかかわらず受験者全員にお知らせします。

7 申込手続

所定の申込書に、申込書裏面の記入上の注意をよくお読みのうえ、必要事項を記入し、自署欄に署名をして、下記のとおり提出してください。

申込書は、新宿区子ども家庭部保育課で配布します。また、新宿区ホームページの「保育園・子ども園等」にある「保育園・子ども園の保育補助員等(会計年度任用職員)の募集」からダウンロードできます。

なお、申込書類は一切返却いたしません。

申込方法	<p>郵送または持参による</p> <p><提出書類></p> <ul style="list-style-type: none"> 新宿区会計年度任用職員採用選考申込書 作文テーマ <p>障害児や医療的ケア児等の、支援や配慮を要する子どもの入所相談が増加している中、認可保育所や認定こども園において、子どもの健やかな心身の発育・発達を支援するために、区の看護師としてどのように取り組むべきか。あなたの考えを述べなさい。(400字詰め原稿用紙1枚程度に自筆で記入)</p> <ul style="list-style-type: none"> 資格証のコピー 返信用封筒 <p>※長形3号にご自分の住所、氏名を記載し、84円切手を貼ったもの</p> <p><郵送の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> A4判が入る大きさの封筒に申込書、作文、返信用封筒を入れ、簡易書留で郵送してください。簡易書留によらないものの事故については責任を負いません。
申込期限	<p>令和6年3月28日(木) 午後5時 (必着)まで</p> <p>◆持参は上記期間の土曜、日曜、休日を除く午前8時30分から午後5時までとします。</p>
申込先	<p>〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1</p> <p>新宿区子ども家庭部保育課運営係 電話 03-5273-4525 FAX03-3209-2795</p>

8 勤務条件

勤務時間	勤務時間は、「4. 勤務場所及び任用期間」のとおり 週5日勤務（週30時間勤務） ※ 所定労働時間を超えて、勤務することは原則としてありません。 ※ 医療的ケア実施園の状況により、勤務場所と勤務時間（7時15分から18時30分までのうち実働6時間）が変更となります。
休日等	週休日は、「4. 勤務場所及び任用期間」のとおり 休日：国民の祝日、年末年始 ※ 週休日の振替や休日の代休日を指定することがあります。
休暇等	（有給休暇） 年次有給休暇、妊娠出産休暇、慶弔休暇等があります。 （無給休暇） 母子保健健診休暇等があります。
報酬等	・月額 232,257円（地域手当相当分を含む。） 期末手当（賞与）支給（一定の勤務要件あり） ・通勤費用 上限額 月額55,000円の範囲内で支給 ※ 採用前に給与改正等があった場合は、その定めるところによります。 ※ 昇給制度はありません。
加入社会保険	健康保険、厚生年金保険、雇用保険を適用します。
公務災害補償	地方公務員災害補償法、特別区非常勤職員の公務災害補償等に関する条例、労働者災害補償保険法等の定めにより公務災害の補償をします。
服務	地方公務員法の服務規定が適用されます。 地方公務員法の懲戒処分・分限処分の対象となります。
再度の任用	再度の任用の可能性 あり ※ 任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合、再度任用される可能性があります。再度任用は公募を原則といたします。特例で公募によらない再度の任用を行う場合、連続4回が上限となります。 ※ 廃職を生じた場合又は事務事業の都合により必要がなくなった場合等は、再度の任用は行いません。

9 個人情報の取扱いについて

本採用選考の実施にあたり、申込書等により収集した個人情報については、本採用選考業務にのみします。

【問い合わせ先】

新宿区子ども家庭部保育課運営係

所在地：〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1

電話 03-5273-4525（直通）（土日祝日を除く午前8時30分から午後5時まで）FAX03-3209-2795

